

牟岐町障害者活躍推進計画

令和2年3月

牟岐町長 枡 富 治

牟岐町障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、牟岐町長が策定する障害者活躍推進計画である。

機関名	牟岐町（町長部局）
任命権者	牟岐町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
牟岐町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。しかしながら、令和3年4月までに法定雇用率が2.6%に引き上げとなるため、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が課題となる。
目標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報により、把握及び進捗管理を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 前年度採用者の定着状況について、把握及び進捗管理を行う。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

<p>③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>④その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>